

伊根町介護保険住宅改修の手引き

(令和 7 年度版)



伊根町役場 保健福祉課 福祉係

1.	介護保険制度における住宅改修費の支給について	…2
2.	支給対象者	…3
3.	支給要件	…3
4.	支給限度基準額	…5
5.	支払方法	…6
6.	手続きの流れ	…7
7.	住宅改修費の対象となる種類及び内容	…8
8.	申請に必要な書類	…10

申請・問い合わせ先
626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地
伊根町役場 保健福祉課 福祉係 介護保険担当
電話：0772-32-0504

1. 介護保険制度における住宅改修費の支給について

要介護・要支援の認定を受けている方が、住み慣れた自宅で自立した生活を送るために、手すりの取付けなどの改修を行う際、申請により介護保険からかかった費用の一部が支給されます。

- 住宅改修は、利用者の身体状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況やその他の介護保険サービスの利用状況、改修の予算などを総合的に勘案して行う必要があります。
- 資産形成につながらない比較的小規模な工事が住宅改修費の支給対象となります。
- 住宅改修費の支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。事前申請せずに着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。必ず事前に担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談いただくか、伊根町保健福祉課にお問い合わせください。
- 施工業者は自由に選ぶことができます。複数の業者の見積もりやアフターサービスなどについて比較・検討したうえで、選択してください。

2. 支給対象者

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活されている方

3. 支給要件

次の要件をすべて満たしている場合に支給対象となります。

- ① 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅で、要介護・要支援認定者が現に居住している住宅であること
- ② 改修内容が、厚生労働省が定める住宅改修費の支給対象となる工事であること
- ③ 申請者本人が在宅であること（入院・入所・外泊等していないこと）
- ④ 工事着工日・工事完成日・領収日が要介護・要支援認定の有効期間内であること
- ⑤ 着工前に伊根町に事前申請を行い、承認を受けていること

こんな場合はどうなるの？



◆ 介護認定申請中の方

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出た後に提出してください。認定結果が「自立」の場合は、住宅改修費の支給を受けることができませんのでご注意ください。

◆ 入院中・施設入所中の方

基本的には、退院・退所後に事前申請を行いますが、退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請・着工が可能です。ただし、支給申請は退院・退所後に提出してください。なお、退院・退所ができない場合は、支給を受けることはできません。

◆ 新築や増築の住宅改修

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は支給できません。増築を行う際の住宅改修は、廊下の拡幅に合わせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取り替え」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

竣工日以降の住宅改修については、竣工日や完成時の状況等を確認したうえで支給対象となるか判断します（新築または増築時、あえて介護保険対象工事をしないことは認められません）。

◆ 老朽化や器具の故障等を理由とした改修

保険給付の対象となる改修であっても、改修の理由が「老朽化」や「器具の故障等」である場合は支給されません。例えば、既存の手すりが設置されていて、それが古くなったからという理由で交換をする場合などは支給対象になりません。

◆ ひとつの住宅に複数の利用者がいる場合の改修

住宅改修費の支給限度額の管理は、要介護（要支援）認定者ごとに行います。複数の要介護（要支援）認定者に係る住宅改修を行う場合、要介護（要支援）認定者ごとにその必要性から対象となる工事を特定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

例えば、40万円の工事を2名の利用者で折半して申請すると言ったような申請は認められません。

◆ 転居した場合

転居した場合は、改めて20万円までの支給が可能になります。この場合は、転居後の住宅について初めて住宅改修を着工する日の要介護状態区分が基準となります。

（ただし、転居後、転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。）

◆ 賃貸住宅の場合

貸主（改修対象家屋の所有者）の許可があれば改修可能ですが、退去時の原状回復のための費用は住宅改修の支給対象外です。

◆ 住民票は母屋にあるが地番の異なる離れや舟屋を住宅改修したい場合

住民票を異動させず住所地外の住宅を改修しようとする場合は対象家屋が一時的な生活拠点ではないこと、特別事情がある理由について説明いただき、町で判断します。ただし、現住所地宅での今後の住宅改修については給付対象外となります。なるべく住民票の異動をしてください。

◆ 一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象なりません。



4. 支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず、住宅改修費の支給限度基準額は 20 万円です。介護保険から支給される額は、負担割合が 1 割の場合は最大 18 万円（2 割負担の場合は 16 万円、3 割負担の場合は 14 万円）となります。20 万円を超える工事を行った場合、超えた分については全額自己負担となります。また、支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて申請することができます。

※ 改修費用の領収日時点における負担割合が適用されます。

※ 利用者自己負担分の 1 円未満の端数は切り上げます。

例 1) 負担割合 1 割の人が 10,000 円で玄関に手すりをつけたい場合

自己負担額は $10,000 \text{ 円} \times 10\% (0.1) = 1,000 \text{ 円}$ となります。

例 2) 負担割合 2 割の人が 250,000 円で段差解消工事とトイレの取替え工事をしたい場合

自己負担額は $200,000 \text{ 円(支給上限額)} \times 20\% (0.2) + 50,000 \text{ 円(上限超過額)}$

$= 40,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} = 90,000 \text{ 円}$ となります。



負担割合はどこを見たら分かるの？

要介護認定の認定決定が出た際、介護保険証と一緒に発行している「介護保険負担割合証」に記載されています。既に認定を受けている方は毎年 7 月下旬に負担割合証を送付しています。

◆ 要介護状態が著しく重くなった場合の例外（「3 段階リセット」）

最初の住宅改修着工日における要介護状態区分を基準として、要介護度が 3 段階以上上がった場合は、例外的に再度 20 万円までの支給が可能になります。なお、「3 段階リセット」は、同一住宅・同一要介護者について 1 回が限度です。

初回改修時の要介護状態区分		追加改修時の要介護状態区分	
第 1 段階	要支援 1	第 4 段階 → 第 5 段階 → 第 6 段階	要介護 3 要介護 4 要介護 5
第 2 段階	要支援 2 要介護 1	第 5 段階 → 第 6 段階	要介護 4 要介護 5
第 3 段階	要介護 2	第 6 段階	要介護 5

5. 支払方法

支払い方法には、償還払い制度と受領委任払い制度の2種類があります。

① 償還払い制度

利用者は、施工業者にいったん費用の全額を支払い、事後申請後、保険給付分（9割～7割）を伊根町が利用者の方に支給します。※家族受取は原則不可

② 受領委任払い制度

利用者は、費用の自己負担分（1割～3割）を施工業者に支払い、残りの保険給付分（9割～7割）は利用者から委任を受けた施工業者に町から直接支払います。なお、受領委任払い制度を利用する場合は、事前申請時に「伊根町介護保険給付費受領委任払承認申請書」を提出する必要があります。登録のない事業者については、償還払いとなります。

◆ 受領委任払い制度が利用できない方



以下の該当する方は利用できません。

- ・新規認定申請中や区分変更申請中で、要介護度が確定していない方
- ・入院（所）中で、退院（所）の日が決まっていない方
- ・利用者が介護保険料滞納に係る給付制限の措置を受けている方

【注意点】

住宅改修は、事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。施工業者が改修を行う際に、利用者や家族から取付け位置の変更、取付け金具等の変更を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと、保険給付の対象外になる場合があります。事前申請時から変更が生じる場合には、必ず、事前にケアマネジャーより伊根町役場保健福祉課までお問合せください。

6. 手続きの流れ

①事前相談

住宅改修を行う前に、必ず担当のケアマネジャー等に希望を伝え、改修の内容を相談します。担当のケアマネジャーがいない場合は、伊根町地域包括支援センターにご相談ください。この際に、被保険者(申請者)の心身の状況、日常生活の動線、福祉用具の導入状況(レンタル・購入)、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案し、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

②見積もりの依頼・施工事業者の決定

住宅改修の工事は、被保険者(申請者)と施工業者との契約により行われます。複数の事業者に見積を依頼し、適切な工事内容、適正な価格での改修であるか、比較しましょう。

③事前申請（着工前）

住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に申請が必要です。
必要な申請書の種類については p.10



④現地確認

事前申請の受付後、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、保健福祉課職員が現地確認をする場合があります。

⑤事前審査・承認

提出された書類や現地確認に基づいて、住宅改修の内容等の確認・審査を行います。審査の結果、妥当であると判断された場合、保健福祉課から「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の承認について※」を送付します。

※改修完了後の事後申請で必要になりますので大切に保管してください。

⑥工事の依頼・施工

町からの承認後、改修に着手します。施工業者に工事の依頼をしてください。工事完了後、施工業者に工事費用を支払い、「領収書」を受取ります。

⑦支給申請（工事完了後）

改修工事を終えたら、「介護保険居宅介護住宅改修の完了について」に次の書類を添付して保健福祉課に提出してください。

7. 住宅改修費の対象となる種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。対象の可否についてあいまいなケースについては、個別に判断する場合があります。

①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関等への設置

【よくある質問】

- ・庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は対象になる?
→庭の手入れは「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えないため対象外となります。
洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」の範囲にあたるため対象となります。
- ・玄関と勝手口の両方に手すりを取り付けたいけど、どちらも対象になる?
→原則としてはどちらか 1 か所だけが対象となります。生活導線上どうしても両方に取り付けないと支障がある場合は、理由書にその旨の記載していただいた上で個別に判断することとなります。
- ・2 階建て家屋で普段は 1 階で生活している。洋服を 2 階に保管しており、衣替えのために年数回のみ階段を利用する場合に、階段への手すり取付けは対象になる?
→住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とするため、年数回の利用しか見込めない改修については対象外となります。

②段差解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消

【よくある質問】

- ・玄関から道路までの段差解消は住宅改修の支給対象になる?
→敷地内であれば住宅内でなくても対象となります。
- ・上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を 2 段にしたりする工事は支給対象になる?
→式台については、固定されているものは段差解消として対象となります。持ち運びが可能なものは対象外となります。また、上がり框を 2 段にする工事は段差の解消として支給対象となります。

③滑り防止及び移動の円滑化等の床または通路面の材料の変更

居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更

浴室：滑りにくい床材への変更

通路面：滑りにくい舗装材への変更



④引戸等への扉の取替え

扉全体の取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等

【よくある質問】

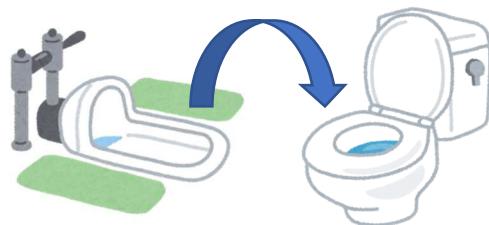
- 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は対象になる？
→既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。
ただし、引き戸が古くなったため新しいものに取り替えるという理由であれば、対象とはなりません。

⑤和式トイレから洋式トイレへの取り替え

和式便器の洋式便器への取替え

既存の便器の位置や向きの変更

便器の取替に伴う床材の変更



【よくある質問】

- 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは対象になる？
→商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては対象となります。
- 非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、どこまでが支給対象になる？
→和式便器を洋式便器に取り替える部分については対象となります。水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。
- 小便器・大便器それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁または扉を撤去する工事費用は対象になる？
→単に壁を撤去するだけでは、住宅改修の対象になりませんが、間仕切りを撤去しないと便器の据え付けが出来ない場合や要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、それを利用して中へ入ることが出来ない場合は、洋式便器等への便器の取替えに伴う付帯工事として住宅改修の対象となります。申請書類で判断できない場合は現地確認をさせていただきます。

その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ 同時に他の工事であっても、内容によって付帯工事と認められない場合があります。

例：手すりの取付けに伴う壁全体のクロスの張り替え、床のかさ上げに伴う床暖房機能付加の工事などは認められません。

8. 申請に必要な書類

(1) 事前申請

	提出書類	作成者
1	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	利用者 ケアマネジャー
2	受領委任払承認申請書 ※受領委任払の場合のみ必要	利用者 施工業者
3	住宅改修が必要な理由書（任意様式）	ケアマネジャー
4	工事見積書（使用する部材のカタログ等の写し）	施工業者
5	平面図	施工業者
6	住宅改修予定箇所の着工前写真(日付入り)	施工業者
7	住宅改修承諾書 ※改修予定の住宅の所有者が被保険者以外の場合のみ必要	利用者
8	現状変更行為許可決定通知書の写し ※重要伝統的建造物群保存地区内かつ屋外にかかる工事の場合のみ必要	利用者 (教育委員会での手続きが別途必要)

【書類作成上の留意事項】

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
 - ・郵便番号の記載漏れが非常に多いので漏れがないか確認してください。
 - ・償還払いの場合は振込先も記載。原則として被保険者(利用者)本人としてください。
受領委任払いの場合は記載不要です。
2. 受領委任払承認申請書
 - ・受領委任払い制度を利用する場合は、事前登録している施工業者と利用者との間で同意書を交わしてください。
 - ・施工業者の法人印の押印を必ずお願いします。
3. 住宅改修が必要な理由書
 - ・作成者は、利用者のケアプランが作成されている場合は担当のケアマネジャー、そうでない場合は地域包括支援センターに作成してもらってください。
 - ・利用者の身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況などを総合的に勘案し、住宅改修が必要な理由を記載してください。
 - ・入院中の申請の場合は退院（入所中の場合は退所）予定日を記載してください。
4. 工事見積書（使用する部材のカタログ等の写し）
 - ・宛名は被保険者本人とし、フルネームで作成してください。

- ・工事一式といったまとめた額での記載をしないようにしてください。
- ・介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分が区別されるとともに、施工費や諸経費についても按分してください。
- ・写真の現像代や申請代行手数料等の経費は支給対象になりません。

5. 平面図

- ・改修箇所と内容がわかるよう、位置、寸法、形状、高さ等を記載してください。

6. 住宅改修予定箇所の着工前写真(日付入り)

- ・写真の内側に日付が入るように撮影してください。(カメラの日付機能を使うか、撮影の日付を記入した黒板等を映り込ませて撮影してください。)
- ・段差解消の場合は、物差し等を用いて段差が分かるように(目盛りが読めること)、周りの様子も含めて撮影してください。
- ・改修箇所全体が確認できるように撮影してください。

7. 住宅改修承諾書

- ・改修予定の住宅の所有者が被保険者以外の場合のみ必要です。
- ・住宅の所有者が死亡している(相続登記ができていない)場合、固定資産税がかかっている場合は納税義務者、固定資産税がかかっていない場合は相続人代表の方に承諾を得ていただきます。
- ・町営住宅を改修する場合は地域整備課の承諾が必要となります。

8. 現状変更行為許可決定通知書の写し

- ・伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区内にある住宅で、屋外にかかる工事(手すりの取付等)を行う場合は教育委員会で現状変更行為に関する手続きを事前にしていただく必要があります。
- ・現状変更行為許可申請が必要かどうかは教育委員会にご確認ください。
- ・当該地区内でも屋内の改修であれば必要ありません。

(2) 事後申請

	提出書類	作成者
1	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の完了について	利用者 ケアマネジャー
2	領収書(原本)	施工業者
3	工事費内訳書	施工業者
4	改修後の写真(日付入り)	施工業者

【書類作成上の留意事項】

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の完了について
 - ・工期は事前申請の承認日以降の日付としてください。

2. 領収書
 - ・氏名は被保険者（利用者）本人のフルネームで記載してください。
 - ・償還払いの場合は領収金額と工事見積書と同額、受領委任払いの場合は領収金額と利用者負担額が一致しているか必ず確認してください。
 - ・必ず原本を提出してください。
3. 工事費内訳書 →事前申請時の留意事項参照
4. 改修後の写真(日付入り)
 - ・改修前と改修後で比較できるように撮影してください。

◆ 被保険者等、自ら住宅改修工事を行う場合

被保険者が材料を購入し、本人または家族等により住宅改修工事を行う場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合、事前申請時に添付する工事費見積書については、購入する材料費の個々の内訳が分かるものを作成してください。

事後申請時、領収書は材料の販売者が発行したもの（被保険者氏名がフルネームで記載されているもの）を提出してください。工事費内訳書については、購入した材料費の個々の内訳がわかるものを作成し、販売者が発行した内訳書を添付してください。

□申請書様式は伊根町ホームページに掲載しています。

【事前申請】介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 記入例

様式第19号 (第14条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	イネ ハナコ	保険者番号	2 6 4 6 3 0
被保険者氏名	伊根 花子	被保険者番号	右詰め 1 2 3 4
		個人番号	マイナンバー
生年月日	明・大・西暦 10年 1月 1日生	性別	男 · 女
住所	〒626-0425 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地 電話番号 0772-32-XXXX		
住宅の所有者	伊根 太郎 本人との関係(夫)		
改修の内容・箇所及び規模	手すりの取付 廊下:横手摺1箇所	業者名	○△建築
		着工日	令和〇年1月20日
		完成日	令和〇年1月20日
改修費用	10,000 円		
伊根町長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。			
令和〇年 1月 5日 住所 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地 申請者 氏名 伊根 花子 (印) 電話番号 0772-32-XXXX			

注意 1 この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由

を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

2 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀 行 信用金庫 信用組合	本 店 支 店	種 目	口 座 番 号	
	償還払いの場合は記入が必要 (申請者本人口座) ※振込口座の通帳の写しを添付してください				
	受領委任払いの場合は記入不要です				
	口座名義人				

【事前申請】受領委任払承認申請書 記入例

様式第2号(第5条関係)

伊根町介護保険給付費受領委任払承認申請書

被 保 險 者	被保険者番号	1234	生年月日	明治・大正・昭和 10年1月1日
	フリガナ	イネ ハナコ		
	氏名	伊根 花子	性別	男・ <input checked="" type="checkbox"/>
	住所	京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地		

受 領 委 任 払 を 行 う 保 険 給 付 費	保険給付費の種類	福祉用具購入費・住宅改修費
	受領委任払適用前の利用者負担額(①)	10,000
	保険給付費の額(②)	9,000
	利用者負担額(①-②)	1,000
	備考	1円未満の端数が出る場合は利用者負担額を切り上げ

上記の保険給付費を受領委任払により受給したいので、伊根町介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱第5条第1項の規定により申請します。また、当該保険給付費の受領に関する権限について、下欄の受任者に委任します。

令和〇年 1月 5日

住所 京都府与謝郡伊根町字
日出〇〇番地

申請者
(委任者) 氏名 伊根 花子

電話番号 0772-32-×××

伊根町長 様

受任者 (事業者)	上記の保険給付費の受領に関する権限について、委任を受けることに同意します。	
	所在地	当町に提出している受領委任 払事業者届出書と同じ内容を 記載し、法人印を押印
	名称	
	代表者	印

- (注) 1 保険給付費の種類については、該当するものを○で囲んでください。
 2 備考欄には、保険給付費の種類について、福祉用具購入費にあっては福祉用具を購入した日を、住宅改修費にあっては改修工事の着工日を記入してください。
 3 この申請書は、当該保険給付費の支給申請書に添えて提出してください。

【事前申請】住宅改修承諾書 記入例

住 宅 改 修 承 諾 書

令和〇年 1月 5日

(被保険者)

住所 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地

氏名 伊根 花子 様

私は、上記の者が介護保険法に基づく住宅改修を行うため、次の建物について工事を行うことを承諾します。

記

建物の所在地 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地

建物の規模 木造 2階建 120 m²

建物の所有者 住 所 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地

氏 名 伊根 太郎 印

【事後申請】介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の完了について 記入例

令和〇年 1月 30 日

伊根町長 様

介護保険受給者

住所 京都府与謝郡伊根町字日出〇〇番地
氏名 伊根 花子 印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の完了について

申請者(被保険者)あてに送付している承認通知の日付を記載してください

令和〇年 1月 〇日付けで承認を得ましたことについて、当該住宅改修が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

○住宅改修に要した費用 10,000円

住宅改修の費用、実際の工期を
記入してください。

○住宅改修に係る工期 令和〇年 1月 20 日～令和〇年 1月 20 日

○添付書類

- (1) 住宅改修に要した費用に係る領収書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（写真等）